

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例【素案】

(三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十二年三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の二百十」を「百分の二百十五」に改める。

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の百九十五」を「百分の百九十七・五」に、「百分の二百十五」を「百分の二百十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「新条例」という。)第九条第二項の規定は、平成二十七年十二月の期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて平成二十七年十二月に支給された期末手当は、新条例第九条第二項の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例【素案】新旧対照表

○三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞职、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百九十五、十二月に支給する場合には百分の二百十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞职、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百九十五、十二月に支給する場合には百分の二百十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>

○三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞职、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百九十七・五、十二月に支給する場合には百分の二百十二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞职、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百九十五、十二月に支給する場合には百分の二百十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>

# 平成27年度人事委員会勧告への対応等について

参考

平成28年2月

## 1 平成27年度三重県人事委員会勧告(期末・勤勉手当)の概要

職	期末・勤勉手当年間支給割合			備考
	現行	勧告実施後	差	
一般職	4. 10月	4. 20月	0. 10月	平成27年度分 から適用

## 2 平成27年度の一般職・特別職(知事・副知事等)の対応状況

以下の内容で2月定例会月会議に係る議案を提出(予定)

- ・一般職については、勧告どおり0. 10月引上げ
- ・特別職(知事・副知事等)については、勧告等に鑑み、0. 05月引上げ

職	期末・勤勉手当年間支給割合			備考
	現行	改正後	差	
一般職	4. 10月	4. 20月	0. 10月	平成27年度分 から適用
特別職 (知事・副知事等)	4. 05月	4. 10月	0. 05月	

←  
**差分(0. 05月分)について**  
 平成27年度は、12月支給分を0. 05月引上げ(実際の支給は平成28年3月)  
 平成28年度以降は、6月支給分及び12月支給分をそれぞれ0. 025月引上げ  
 (別紙1のとおり)

## 3 三重県議会のこれまでの対応状況

議員の期末手当についても、一般職や特別職(知事・副知事)の改正等を考慮し、年間支給割合を改定してきている。(別紙2のとおり)

(参考)

知事・副知事等と同様に引き上げた場合

●一人当たり

職	報酬月額(円)	加算率(%)	引上げ(月)	引上げ額(円)
議長	1,020,000	20	0.05	61,200
副議長	900,000	20	0.05	54,000
議員	830,000	20	0.05	49,800

●総額

職	引上げ額(円)	人数(人)	影響額(円)
議長	61,200	1	61,200
副議長	54,000	1	54,000
議員	49,800	49	2,440,200
			2,555,400

(別紙1)

一般職の期末・勤勉手当の支給割合(改正案)

現行		
6月	12月	計
月	月	月
1.975	2.125	4.10



平成27年度		
6月	12月	計
月	月	月
1.975	2.225	4.20



平成28年度～		
6月	12月	計
月	月	月
2.025	2.175	4.20

特別職(知事・副知事等)の期末手当の支給割合(改正案)

現行		
6月	12月	計
月	月	月
1.95	2.10	4.05



平成27年度		
6月	12月	計
月	月	月
1.95	2.15	4.10



平成28年度～		
6月	12月	計
月	月	月
1.975	2.125	4.10

議員の期末手当の変遷

(別紙2)

	議員		特別職(知事・副知事等)		一般職		備考
	支給割合	増減	支給割合	増減	支給割合	増減	
昭和63年	4.90		4.90		4.90		
平成元年	5.10	0.20	5.10	0.20	5.10	0.20	
平成2年	5.35	0.25	5.35	0.25	5.35	0.25	
平成3年	5.45	0.10	5.45	0.10	5.45	0.10	
平成4年	↓		↓		↓		
平成5年	5.30	△ 0.15	5.30	△ 0.15	5.30	△ 0.15	
平成6年	5.20	△ 0.10	5.20	△ 0.10	5.20	△ 0.10	
平成7年	↓		↓		↓		
平成8年	↓		↓		↓		
平成9年	↓		↓		5.25	0.05	※H10.1.1から適用
平成10年	5.25	0.05	5.25	0.05	↓		※H10.4.1から適用
平成11年	4.95	△ 0.30	4.95	△ 0.30	4.95	△ 0.30	
平成12年	4.75	△ 0.20	4.75	△ 0.20	4.75	△ 0.20	
平成13年	4.70	△ 0.05	4.70	△ 0.05	4.70	△ 0.05	
平成14年	4.65	△ 0.05	4.65	△ 0.05	4.65	△ 0.05	
平成15年	4.40	△ 0.25	4.40	△ 0.25	4.40	△ 0.25	
平成16年	↓		↓		↓		
平成17年	4.45	0.05	4.45	0.05	4.45	0.05	
平成18年	↓		↓		↓		
平成19年	↓		↓		4.50	0.05	※議員、特別職は改定員送り
平成20年	↓		↓		↓		
平成21年	4.10	△ 0.35	4.10	△ 0.35	4.15	△ 0.35	
平成22年	3.90	△ 0.20	3.90	△ 0.20	3.95	△ 0.20	
平成23年	↓		↓		↓		
平成24年	↓		↓		↓		
平成25年	↓		↓		↓		
平成26年	4.05	0.15	4.05	0.15	4.10	0.15	
平成27年			4.10	0.05	4.20	0.10	